

国立環境科学院告示第2019-34号

国立環境科学院告示「有毒物質の指定告示」(国立環境科学院告示第2019-7号、2019. 4. 19.)を次のように改正・告示します。

2019年9月10日  
国立環境科学院長

### 有毒物質の指定告示一部改正

有毒物質の指定告示のうち、【別表】有毒物質一部を次のように改正します。

【別表】のうち固有番号“2019-1-915欄”の次に固有番号“2019-1-916欄”から固有番号“2019-1-930欄”までを次のように各々新設する。

固有番号	化学物質の名称
2019-1-916	[N3-[(3,4-Dichlorophenyl)methyl]-N1,N1-diethyl-1,3-propanediamine, hydrochloride (1:2); 1158533-82-4] 及びこれを 25% 以上含有した混合物
2019-1-917	[3-Ethyl-2-methyl-2-(3-methylbutyl)-1,3-oxazolidine; 143860-04-2] 及びこれを0.3% 以上含有した混合物
2019-1-918	[N'-[3-[(3-Aminopropyl)amino]propyl]-N,N-dialkyl(C=16~18)trimethylenediamines; 1623405-26-4] 及びこれを25% 以上含有した混合物
2019-1-919	[Calcium molybdenum neodymium oxide; 1814903-27-9] 及びこれを2.5% 以上含有した混合物
2019-1-920	[1-Phenyl-2,8,9-trioxa-5-aza-1-silabicyclo[3.3.3]undecane; 2097-19-0] 及びこれを1% 以上含有した混合物
2019-1-921	[Tricyclohexylphosphine; 2622-14-2] 及びこれを25% 以上含有した混合物
2019-1-922	[3-(5,5,6-Trimethylbicyclo[2.2.1]hept-2-yl)cyclohexanol; 3407-42-9] 及びこれを25% 以上含有した混合物
2019-1-923	[N-(Chloromethylene)-N-methylmethanaminium, chloride (1:1); 3724-43-4] 及びこれを0.3% 以上含有した混合物
2019-1-924	[2,3,6,7-Tetrahydro-9-methyl-1H,5H,11H-[1]benzopyrano[6,7,8-ij]quinolizin-11-one; 41267-76-9] 及びこれを25% 以上含有した混合物
2019-1-925	[Hexacarbonyl (3,3-dimethyl-1-butyne)dicobalt; 56792-69-9] 及びこれを1% 以上含有した混合物
2019-1-926	[(Z)-2-Butenedioic acid 1,1'-(dibutylstannylene) 4,4'-dioctadecyl ester; 61813-52-3] 及びこれを25% 以上含有した混合物
2019-1-927	[ $\alpha$ -Tridecyl- $\omega$ -hydroxypoly(oxy-1,2-ethanediyl), isooctyl phosphate, potassium salt; 68186-41-4] 及びこれを25% 以上含有した混合物
2019-1-928	[2-Butanone oxime polymer with isophoronediiisocyanate; 232938-10-2] 及びこれを25% 以上含有した混合物
2019-1-929	[Dibutyltin 3-mercaptopropionate; 2,2-Dibutylidihydro-6H-1,3,2-oxathia-stannin-6-one; 78-06-8] 及びこれを1% 以上含有した混合物
2019-1-930	[Dimethylthioxostannane; 13269-74-4] 及びこれを25% 以上含有した混合物

### 附則

**第1条(施行日)** 本告示は告示された日から施行する。

**第2条(有害化学物質の表示に関する経過措置)** 本告示の施行により新たに指定された有害化学物質を取扱う者で「化学物質管理法」(以下“化管法”という)第16条により、有害化学物質に関する表示をしなければならない者は、本告示の施行日から6ヶ月以内に同法第16条による表示をしなければならない。

**第3条(有毒物質輸入申告に関する経過措置)** 本告示の施行により新たに指定された有毒物質を輸入しようとする者は、本告示の施行日から6か月以内に化管法第20条による輸入申告を行わなければならない。

**第4条(場外影響評価書作成提出に関する経過措置)** 本告示の施行により新たに指定された有害化学物質を取り扱う者で、本告示施行前に有害化学物質取扱施設を設置して運営する者は、本告示の施行日から2年以内に化管法第23条第1項による場外影響評価書を作成・提出しなければならない。

**第5条(有害化学物質営業許可に関する経過措置)** 本告示の施行により新たに指定された有毒物質を製造、販売、保管・保存、運搬、使用している者で、化管法第28条により有害化学物質の営業許可を受けなければならない者は、本告示の施行日から2年以内に同法第28条による施設・装備及び技術スタッフなどの要件を備えて許可を受けなければならない。

**第6条(有害化学物質取り扱い基準に関する経過措置)** 本告示の施行により新たに指定された有害化学物質を取り扱う者で、本告示の施行前に有害化学物質取扱施設を設置して運営する者は、本告示の施行日から1年以内に化管法施行規則別表1の基準と本告示の施行日から4年以内に化管法施行規則別表5の基準に適合するように措置を取らねばならない。